

介護保険サービスの提供に関する記録の保存期間の取扱いについて

サービスの提供に関する各種記録の保存については、基準省令で「その完結の日から2年間」と定められているところ、市条例において「2年間」を「5年間」と読み替える規定を設けています。

このたび、本市における「完結の日」の考え方を整理しましたので、今後は、下記のとおり取り扱いいただきますようお知らせします。

記

- 1 下表の「完結の日」を起算日として5年間の保存を必要とする。

記録の種類	具体的なサービスの内容等の記録 (サービス提供記録)	苦情・事故の記録	市町村への通知に係る記録	運営推進会議における報告等の記録	左記以外の記録
完結の日 (起算日)	当該サービスに係る介護報酬を受領した日 (サービス提供日の翌々月の1日)	当該記録に係る対応を終了した日 (具体的には以下のとおり)			契約終了日
		対応終了日	通知日	会議開催日	

*この表は、最低限保存すべき期間を示したものであり、当該期間を超えて保存するか否かについては、事業者において判断されたい。

*上記のほか、次の①②の記録の保存も必要である。

- ① 基準省令等を満たした適正なサービス提供を行っていることが確認できる利用者個人ごとの記録
(アセスメントやモニタリングの記録など)
→「完結の日」は「契約終了日」とする。
- ② 加算の算定要件を満たしていることが確認できる記録
→「完結の日」は「当該加算に係る介護報酬を受領した日」とする。

(例) 平成 28 年 3 月 24 日に提供した具体的なサービスの内容等の記録の保存期間

- ・完結の日…平成 28 年 6 月 1 日 (=サービス提供日の翌々月の1日)
- ・保存期間…平成 33 年 5 月 31 日まで